平成２５年（フ）第５０６号
新潟市東区もえぎ野２丁目１番14号
債務者　阪井　清美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５３号
金沢市大浦町へ35番地　池田登美江方、住民票上の住所金沢市大浦町へ31番地２
債務者　舛田　幸栄
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４６０号
金沢市増泉５丁目４番26号
債務者　かまどや片町店こと　中尾マサ子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４２号
三重県鈴鹿市加佐登１丁目９番１号
債務者　中山　梅子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６５号
滋賀県彦根市大藪町６番地　105号
債務者　長谷川雅彦
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４４９号
奈良市四条大路１丁目４番52―111号
債務者　松本　　昇
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
鳥取県鳥取市鹿野町今市983番地59、旧住所鳥取県鳥取市気高町勝見628番地９
債務者　田中　　充
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７２号
鳥取県鳥取市鹿野町今市983番地59、旧住所鳥取県鳥取市気高町勝見628番地９
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１０１号
広島市東区上温品４丁目47番１―301号
債務者　室坂沙弥香（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
広島県三原市中之町２丁目12番７―102号
債務者　中山尚こと　前田　　尚
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２６年（フ）第３号
愛媛県四国中央市妻鳥町26番地の２、前住所愛媛県新居浜市西原町２丁目２番183号
債務者　濵田　紀江（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４６号
高知県吾川郡仁淀川町用居甲398番地
債務者　山本　幸彦
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１２７号
福岡県飯塚市太郎丸34番地１　エスポアール穂波203号
債務者　森田信八郎
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１１４号
福岡県田川郡川崎町大字池尻178番地
債務者　有門　夕子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３２２号
宮崎市大字島之内7116番地10
債務者　是澤　陽一
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１号
宮崎市大字本郷南方2647番地１　ビューラー本郷Ａ棟101号、前住所宮崎市東大淀１丁目２番20号　吉田マンション202号
債務者　弓元　崇寛
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５号
宮崎市大字大瀬町6042番地、前住所宮崎市高岡町下倉永1200番地22
債務者　松下　城幸
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４１号
宮崎県日向市浜町３丁目62番地
債務者　迫畑　智美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部